

『\*重要なお知らせです。必ずご覧ください!』

今年から6月以降も24時間通水に変わります!

1. 昨年までの通水体制

①代掻き期（5月10日～5月31日）

24時間通水、全ブロックに一斉通水

②普通期1（6月1日～8月31日）

12時間通水、3ブロックに分け3日に2日通水するブロックローテーション

③普通期2（9月1日～9月7日）

天候や稲生育状況により、必要な箇所に日中通水

2. 今年からの新たな通水体制（平成28年9月28日開催の平成28年度臨時総代会において下記のとおり決定いたしました。）

①代掻き期（5月6日～5月31日）

24時間通水

次頁ブロック割図の赤の点線で囲んだ一部の地域は5月6日から通水、その他の地域は従来どおり5月10日から通水。一部の地域は以下のとおりです。

（向田地区、小泉地区、梅ヶ崎地区、月岡地区、桂地区、谷地小屋太田地区、谷地小屋北地区、泉川地区、上山崎地区、上西山地区、下西山地区）

上記地域に5月6日より通水するためには、春作業（苗作り、耕起、堰上げ等）の前倒しが必要です。各地域での啓蒙と円滑な調整をお願いします。

②普通期1（6月1日～8月31日）

24時間通水、3ブロックに分け3日に1日24時間連続して通水するブロックローテーション（詳細は次頁ブロック割図の黄色、青、赤で囲んだ各々の地域）

1日目 黄色で着色した地域

（向田地区、小泉地区、梅ヶ崎地区、月岡地区、桂地区、谷地小屋太田地区、谷地小屋北地区、泉川地区、上山崎地区、上西山地区、下西山地区、新庄第二地区の福田・福宮・本合海・宮野・升形地域、新庄第三地区の福田地域）

2日目 青で着色した地域

（山屋地区、関屋地区、野中地区、新庄第一地区、宮内地区、上ミ野地区、下モ野地区、石神地区、野田地区及び周辺地区）

3日目 赤で着色した地区

（鳥越市野々地区、新庄南部地区、新庄第二地区の松本・仁間地域、新庄第三地区の松本・仁間・角沢・志津地域、仁間磯の沢地区、芦沢地区、大谷地地区）

用水のブロック毎の切り替え作業は、15時から16時に行いますので、実際にほ場に用水が流れる時間は、17時から翌日の17時頃となる見込みです。

③普通期2（9月1日～9月7日）

天候や稲生育状況により、必要な箇所に通水

\*今年の通水は、上記のような形でスタートしますが、皆様のご意見をお聞きしながら、不具合な点については、改良を加え2～3年かけて最良の計画を策定してまいりたいと考えております。

3. 新たな用配水計画に変更する理由

①用水利用の更なる円滑化及び効率化（皆様が用水使用する際の利便性を向上するとともに、反復用水利用の増により節水節電につなげるためです。）

②小水力発電導入による維持管理費経費削減（組合員負担軽減）のための効率的な水利用計画の確立（より多くの発電を行い、電気事業者へ電気を売ったお金を維持管理費の支出に充てていくためです。）

4. 新たな用配水計画のメリット

①24時間通水で1回の用水時間が長くなること、また夕方と翌日の朝等複数回水見をする機会ができることにより、末端農地まで確実に農業用水を到達させ、よりきめ細かい用水管理をすることが可能になります。昨年8月にBブロック（十日町、飛田、升形方面）で試験的に24時間かんがいを実施したところ、国営第1号幹線用水路の最末端地域で12時間通水では用水が届きにくかった升形地区にも十分に送水され、効果を確認したところです。

②地形的に上流地域に用水した翌日に下流地域に用水することで、排水路に落ちた水を反復利用できるため、用水到達時間や清水揚水機場の揚水量を抑えることができます。

③一部の地域の代掻き用水開始可能日を4日間前倒しすることにより、新田川等の河川の流水（雪解け水）を有効活用することができますし、下流地区では広範囲に渡って反復利用による節水効果が期待できます。

④従来は、国営第3号幹線用水路をすべて同じブロックとしていたため、用水使用量が多い時期には、一部の分水工（向田地域等）で管路の圧力不足に陥り、水が出ない地区がありましたが、新計画でブロックを分散させることにより、この問題を解消することができます。

⑤最上川から揚水する総水量は変えずに、通水時間を長く（2倍に）することで、現在と同程度の電気料金支出で発電量（売電額）を増やせるため、維持管理費への充当額を大幅に増加することができますようになります。

⑥普通期の発電地点での管路通過水量が1/2程度となるため、管路の摩擦等の抵抗が小さくなり、発電に有利な大きい落差を確保できるようになります。また、発電機の規模が小さくなり、建設費も削減可能となり、二重の効果が期待できることとなります。

5. 組合員の皆様へのお願い

管内のほ場整備地区の借入金償還完了地区が増えることにより、1俵1斗の約束に基づき、経常賦課金や維持管理費賦課金が、ますます減収となってまいります。

また、東日本大震災以降、電力料金は高騰を続け、当区の財政を圧迫しており、解決の見通しが立たない状況となっております。

このような中、組合員の皆様の負担を上げることなく、現状の賦課金で運営していくためには、効率的な用水利用による節水節電対策、小水力発電等による賦課金以外の収入の確保が必要不可欠でございます。組合員の皆様には、状況をご理解いただき、絶大なご協力を賜りますようお願い申し上げます。